

産業環境常任委員会及び決算審査特別委員会（第三分科会）

平成23年9月12日（月曜日）午前 9時55分開会

出席委員（7名）

委員長	齋藤寿一君	副委員長	眞壁俊郎君
委員	松田寛人君	委員	中村芳隆君
委員	東泉富士夫君	委員	相馬義一君
委員	菊池弘明君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	松本睦男君	環境管理課長	齋藤正夫君
環境管理課長 補佐	臼井一之君	環境企画係長	亀田康博君
環境衛生係長	関谷浩行君	環境対策課長	和久強君
環境対策課長 補佐兼廃棄物 対策室長	神島智行君	公害対策係長	田代宰士君
廃棄物対策室 一般廃棄物担当 副主幹	大金廣志君	廃棄物対策室 産業廃棄物担当 副主幹	山崎弘一君
那須塩原 クリーンセンター 所長	茂呂幸利君	那須塩原 クリーンセンター 清掃係長	室井勉君
生活課長	大島厚子君	生活課長 補佐兼 生活安全係長	相馬一男君
消費生活係長	君田まち子君	消費生活 センター所長	印南洋子君

出席議会事務局職員

書記 小平裕二君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔農業委員会事務局〕

- ・農業委員会事務局長あいさつ

決算審査

- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

その他

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長あいさつ

(生活環境担当：環境管理課、環境対策課、生活課)

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)
- ・議案第42号 平成23年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- ・陳情第 1号 「容器リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情

決算審査

- ・認定第 1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第11号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

その他

4. その他

5. 散 会

開会 午前 9時55分

開会及び開議の宣告

齋藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日、招集となりました産業環境常任委員会に出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会において、当委員会に付託された案件は、補正予算案件3件、陳情1件の合計4件でございます。

なお、決算認定案件については、関係所管課のところ、随時、決算審査特別委員会に切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審議をお願いいたしますとともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます、あいさついたします。

それでは、ただいまから産業環境常任委員会を開催いたします。

農業委員会事務局の審査

齋藤委員長 次第により、順次進めてまいります。

農業委員会事務局の審査を行います。

初めに成瀬農業委員会事務局長より、あいさつをいただきます。

成瀬農業委員会事務局長（挨拶。）

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

齋藤委員長 ありがとうございます。今回、ただいま事務局長のほうからご報告ありましたように、農業委員会事務局関係の付託案件はございませんので、これより決算審査特別委員会（第三分

科会）に切りかえます。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長（認定第1号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

菊池委員。

菊池委員 153ページの委託料の、大字・小字不一致修正処理業務とありますよね。これ、内容が簡単に、もし言えるものであれば、ちょっと教えてもらいたい。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 これはTKCのほうに委託しているものでございまして、合併によりまして、まだシステムと不一致した部分があるというようなことで、それらに伴いまして、修正の業務をかけておると、いわゆる農地基本台帳と一般的なすり合わせを行ったという内容のものでございます。

齋藤委員長 菊池委員。

菊池委員 説明でわかりました。だけど、相当あるんですか、不一致のあれが。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 件数はちょっと、細かい数字はつかんでおりません。申しわけございません。

菊池委員 結構です。

齋藤委員長 それでは、もしわかれば後ほどご報告いただければというふうに思います。

ほかに質疑、ご意見等ございますか。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 じゃ、154ページの農業者年金業

務委託事業についてなんですけれども、今、農業年金加入は、どのぐらいの人が加入しているのか、また、あと昨年どのぐらい加入なされたのか、お伺いしたいと思います。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 昨年度の実績でございますけれども、制度的に旧制度分と新制度分に分かれております。

それで、処理件数といたしましては、旧制度で102件ほど、新制度で23件ほど処理をしております。

昨年度に入った方でありまして、新規の通常加入ということで7人、政策支援加入ということで5人、それと老齢年金関係が12名でございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 私も、人数的に多いか少ないかというのは、ちょっとよくわからないんですが、状況的にはどんな状況なんでしょうか。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 まず、農業者年金の委託手数料をもらうときには、いわゆる被保険者とかが受給者というのがあるわけでございますけれども、被保険者そのものが、186人。これは、被保険者でございます。それと、受給者ということで960人というものが、数字として出ております。

県内でも、人数的には多いほうということでございます。なかなか、新しく加入する方はいらっしやらないというのが現状でございます。農業者の皆様には、加入促進ということで、戸別訪問委員も含めて歩いていただいているという状況でございます。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 ちなみに、どのぐらいお支払いをしているんでしょうか。

齋藤委員長 成瀬農業委員会事務局長。

成瀬農業委員会事務局長 まず、保険料でございますけれども、2万円を基本といたしまして、6万7,000円までの間で、1,000円単位で自由に加入することができる、当然、多く納めれば納めただけの年金受給があるという形でございまして、いわゆるその人の所得等々に応じて、個人で自由に選ぶことができるというような形の保険料制度になっております。

齋藤委員長 ほかに、ご意見等ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

〔「事務局はございません」と言う人あり〕

齋藤委員長 委員の皆さんからは。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、農業委員会事務局の審査を終了いたしたいというふうに思います。今後とも、よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。ありがとうございました。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時16分

齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活環境部の審査

齋藤委員長 生活環境所管の審査に先立ち、松本生活環境部長よりあいさつをいただきます。

松本生活環境部長 (挨拶。)

齋藤委員長 ありがとうございました。

それでは、生活環境部所管の審査に入ります。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算第5号を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 (議案第35号について説明。)

和久環境対策課長 (議案第35号について説明。)

大島生活課長 (議案第35号について説明。)

齋藤委員長 ありがとうございました。

説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。中村委員。

中村委員 それでは、ちょっと8ページなんですけど、一番下の項目で、委託料の中で2,710万8,000円が今回計上されておりますが、最終的には6,000万円ぐらいかかる、6,500万円ぐらいかかるだろうということですが、この予算計上によりまして、すべての塩原市の瓦れきとかわらと木くず、これすべて終了されるという考えでよろしいんですか。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 一応、見込みとしましては、私どもとしてはそうなるのかなというふうな考えられているわけなんですけど、実際、まだ9月何日かがございます。そんなところで、若干のずれは出てくるのかなというふうには思っております。

齋藤委員長 他に、質疑、ご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算第5号については、原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

議案第35号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 続いて、議案第42号 平成23年度那須塩原市墓地事業特別補正予算第1号を議題いたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長（議案第42号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 よろしいですか。

ないようですので、質疑、ご意見等を終了いた

したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号 平成23年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算第1号については、原案のとおり可決すべきものとするに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第42号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 続きまして、陳情第1号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情を議題いたします。

陳情第1号の審査に当たり、執行部におかれましてはどのような見解をお持ちか、参考までに所感をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、よろしくお願ひ申し上げ

ます。

和久環境対策課長。

和久環境対策課長 それでは、お手元に資料、一つは容器包装リサイクル法というものと、もう一つ、要望書というようなことでこれは社団法人全国都市清掃会議からの要望書というようなことで、私ども那須塩原市も、この全国都市清掃会議というふうなところに加入しております。そんなところで要望しているというようなことを、資料として添付させていただきました。

初めに、簡単にこの法律の内容をご説明したいと思います。一番初めに、容器包装リサイクル法とはというようなことで書いてございます。中身を簡単に言ってしまうと、ちょっとこれは前の段階だと思うんですが、この法律ができる社会情勢というところで、大量生産、大量消費、このためにどんどんごみが出されてきたというふうなことで、特にいろいろな容器があるわけなんですが、そういったものがどんどん出されてきて、ひいては最終処分場を圧迫しているというふうなところで、何とかしなくちゃならないだろうというふうなことで、この法律ができたというふうなことになっているようであります。

それから、容器包装の定義というふうなことで、2つ目に書いてございますが、ではどういったものがその容器包装というふうなことなのかというふうなことでありますが、中ほど、3行目あたりから、容器包装はガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボール、こんなふうな、本当に包装として使われているものはすべて含まれるというふうなものが対象だというふうなことになっております。

この法律の仕組みなんですが、これは消費者、それから行政、それから事業者、これらがそれぞ

れの役割分担、これを全うして、このリサイクルをうまくやっていきましょうというふうなことになっているようであります。

消費者の役割としては、やはり市町村が決めた分別のルールに従って、きちんとごみを出してもらおうというふうなところ、それから、書いてありますけれども、このマイバッグ運動であるとか、リターナブルの容器を積極的に使うとかといったことも、消費者の責務というふうなことになっているようであります。

それから、次のページにいきまして、市町村の役割としては、今度は一般家庭から分別されて出されたごみについて、きちんとやはり分別収集をしましょうというふうなことですね。

で、それをうまくそのリサイクルのほうに載せていくというふうなところが、市町村の役割というふうな位置づけになっているということです。

それから、3番目が事業所の役割というふうなことで、これは市町村から来たそういうふうな容器ですね。これをこの中身にリサイクルをしていくというようなもの、あるいは容器包装の、一番いいのはなくすというふうなことがいいんでしょうけれども、軽量化、はかり売り、レジ袋に入れないといった、そういうふうなものに努めていなくてはだめだろうというふうなところ、そういうふうな、それぞれの役割分担があるというふうなのが、仕組みというふうなことになっているというふうなことであります。

それで、その次、法律の成果というふうなことで何点か書いてございますが、これは目を通していただきたいと思います。

それから、最後に法律の課題というふうなことで、4つほどございますけれども、1つ目は発生抑制、それから排出抑制が不十分じゃないかというふうなことですね。

これはご存じのとおり、リユース、リデュース、発生抑制、それから再利用、ここら辺が進んではないかというようなこと、それから、事業所の取り組みについて、本当に一生懸命やっているところもあるし、若干そうでもないところもあるのではないか。

それから、市町村の取り組みについても、ばらつきがあるのではないかというふうなことであります。

これはやはり、分別収集が、それぞれの市町村によって異なっているというふうな部分もあるかというふうなことであります。

それから2番目、市町村の分別収集コスト、事業者の再商品化コストが増大しているというようなことで、本当に、うちのほう、自治体にとりましても、分別を細かくすればするほど、それだけ費用がかかってくるというふうなことになるかと思えます。

それから3番目、市民の環境意識のより一層の向上に取り組むべきというふうなこととなっております。

4番目が最終処分場ですね。残余容量は横ばいまたは減少傾向であるというふうなところ、これは全国的なお話というか、問題ではありますが、そういったものが課題として挙げられているというふうなことであるかと思えます。

それでは、次に要望書のほうをごらんになっていただきたいと思えます。

1ページをめくっていただきますと、その裏に目次というふうなことで、この全都清会議が要望している、23年度のこれは要望でございますけれども、そういうふうなことで要望している。その中で、第2というふうなことで、リサイクル関連法の推進に関する要望というふうなことで、1番目、容器包装リサイクル法の円滑な推進について

というふうなことで、やはり要望しているということでありまして、抜粋になってございます1ページの後ろ、5ページになっております。第2リサイクル関連法の推進に関する要望というふうなことで、1番、容器包装リサイクル法の円滑な推進に向けてというふうなことで、(1)で、3Rの一層の推進、先ほども言いました、リデュース、リサイクル、リユースというふうなところですね。その一層の推進というふうなところでもあります。

番に、レジ袋の安易な配布を抑制するために、全国的に事業を展開しているなど一定の要件を満たす小売業者を対象に、有料化を含む実効性のある仕組みを義務づける等の法整備を行うことというふうなことで、陳情のところに出ていたことも、ここでも取り上げられているというふうなことだと思います。

それから、2番目、関係者の役割分担の見直しというふうなことで、ここについて、やはりもっともっと、市町村の負担を軽くして、事業者のほうももっと頑張ってもらってはどうかというふうなことになっております。

それから(3)番目、プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの促進というふうなことで、プラスチック関係ですね。こういったものについても、どんどんリサイクルをしていってほしいというふうな、制度的なところをとらえているというふうなものになります。

そこら辺がなっております、7ページの(5)番、事業系容器包装廃棄物の減量化・資源化というふうなところまでが、ここに関係する要望内容なのかなというふうなことになっておりまして、一部上に取り上げられたような内容が、この全国都市清掃会議のほうでも、国のほうに要望しているというような状況になっております。

以上でございます。

齋藤委員長 ありがとうございます。

ただいま、課長のほうからリサイクル法、あるいは仕組みについての見解、説明を伺ったわけがあります。

それでは、陳情第1号に対して、各委員からご意見等があれば、発言をお願いしたいというふうに思います。

菊池委員。

菊池委員 この要望書、全国都市清掃会議、那須塩原市も入っているというようなことなんで、7月に要望していると。

この陳情の中身を見ても、中ほどの事業者云々ということを書いてあるわけなんですけれども、この事業者の取り組みについては、リサイクル法で事業者の役割というものがあるわけですね。その中に、これらのことが明確に書かれている。

また、その下のほうに、諸外国の先進的な取り組みというようなことで、ホテルからペットボトル云々というふうに書いてありますけれども、これはあくまで外国を例として出ているわけで、日本の国内ということではないので、どうなのかなという感じは持っております。

また、陳情の事項につきましては、位置についてはこの全国都市清掃会議の要望書の7ページの2の(1)の中にも出ているわけですね。

それから、2の については、リサイクル法の事業者の役割というようなところ、それから、消費者の役割というようなところにも出ているわけございまして、また、要望の5ページの中にも出ていると、2の についても、要望書の6ページに出ていると、それから3についても要望書の6ページの(3)に出ているというようなことで、ほとんどがこの要望書の中にも含まれているし、また、リサイクル法の中にも含まれていると、そう

かといって、これを一遍に否決とかということではなくて、やはり、今言ったようなことで、全国都市清掃会議の中でも要望されておりますし、また、リサイクル法によって、それなりに各事業者も努力をしているところはあると思いますし、消費者もマイバッグなどを持ってレジ袋をもらわない。マイバッグを持っていったときには、あるスーパーにおいては3円ぐらい引いてくれるとか、そういうようなことがあるわけございまして、かなりそういう意識は浸透しているのではないかと思いますけれども、この陳情については、多分、これは全部に対して出ていると思いますので、私は今言ったようなことから、もう少しほかの市、町ですか、その推移を見るとか、また、我々もこれらについてもう少し考えたほうがいいのではないかとということから、私は継続というようなことでいいのではないかと考えております。

以上です。

齋藤委員長 ありがとうございます。

そのほか、委員からご意見があれば、発言をお願いしたいというふうに思います。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 この容器包装リサイクルというのは、まさにごみを減らすという趣旨の法律であります。その中で、今、菊池委員からちょっと継続という話があったんですけども、意見的に、この市が入っている全国都市清掃会議ですか、これに市が加入しているということ、それで、7月に全く同じような要望を出していますが、いまだにそのごみが多くなっているという状況がありますので、私はこの陳情について、採択して、なるべく早く地元のごみを減らしていくという方向性で、私はいいのかなと思います。

齋藤委員長 ありがとうございます。

そのほか、委員からご意見ございましてしょう

か。

中村委員。

中村委員 私も、今副委員長が言われた意見に賛成はするということですが、各自治体の動向ということですが、栃木県内部で採択された自治体があるようなお話も聞いていたんですが、ちょっとその感じ、ちょっとお聞かせいただけますか。

栃木県の自治体の中で、これを採択されたという自治体があるということを知ったのですけれども。

齋藤委員長 それでは、私、若干調べて把握しておりますので、ちょっと発表させていただきたいというふうに思います。

まだ当然この定例会に出されて審議中で、まだきょうの時点では審議されていない市もありますけれども、まず、採択、そして意見書提出が決定したのが、宇都宮市でございます。提出者は、代表者名が変わっただけで、生活クラブ生活協同組合理事長名で、理事長はその市ごとに変わっていきますけれども、宇都宮市はそういうことで、採択、意見書提出でございます。

鹿沼市は、不採択を決定をされているようです。

日光市、大田原市、さくら市においては、現在議会開会中でありまして、まだ委員会が開かれていないということでございます。

真岡市において、継続審査となっております。

下野市においては、若干、提出者は違いますが、内容は同じでありまして、これに関しまして、採択を決定し、意見書を6月17日に提出しているというのが、私が把握している限りの近隣の市の対応でございます。

以上です。

そのほか。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 そのほか、委員でご意見ございます

か。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 でしょうか。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 それでは、ないようすでにご意見等を終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、異議がないようですので、ご意見は終了させていただきたいと思っておりますので、次に異議がないものと認め、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 討論ございませんか。

菊池委員。

菊池委員 この陳情につきましては、この県内の各市の状況をただいまお聞きしたところでございます。

2市ほどが採択というようなことで、不採択、それから継続という市もあるわけでございます、私はやはりこのリサイクル法の陳情につきましては、先ほどの意見の中でも、質疑、意見といいますが、その中でも申し上げましたとおり、7月に全国都市清掃会議、そのようなところからも要望書が出ているという現状を見ますと、早急に結論は急ぐべきではないのではないかと、私はやはりこれについてはじっくりと議論を重ねて検討して、そしてやっていくべきではないかというようなことで、継続ということをお願いをしたいと思っております。

齋藤委員長 そのほか、討論ございませんか。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 私は継続ではなくて採択ということをお願いしたいと思います。

また、陳情事項、3点につきましては、まさに

そのとおりだと私は思っています。

そのような中で、今までも1についてはいろいろな方法があったんですが、なかなか製造者のほうがうまくいかないというような状況の中で、という実感は、こういう部分で、状況が続いているということでもあります。

また、レジ袋何かにつきましても、やはり行ったり来たり行ったり来たりしているというのが今の状況かなということで、やはりこれについても、まだごみが少なくなっているというような状況ではないということでもあります。

最後につきましては、やはりこれからしっかりプラスチックのリサイクルというものをあらたに新制度、これは私は国で考えていくべきだと思っております。

これは、市が加入している全国都市清掃会議で要望を出しているということがありますが、私は議会からしっかり要望を出すのもいいかなと思いますので、賛成します。

以上です。

齋藤委員長 そのほか、討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 なければ、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情に、採択すべきものの皆さんの挙手をお願いいたしたいというふうに思います。

〔賛成者挙手〕

齋藤委員長 それでは、続きまして、継続すべきものとするものの挙手をお願いいたしたいというふうに思います。

〔賛成者挙手〕

齋藤委員長 それでは、採択すべきものの委員が

3名、そして、継続すべきものとするものの委員が3名ということで、私、委員長の判断をさせていただきたいというふうに思います。

私も副委員長の意見のとおり、採択すべきものとしたらというふうに思いますので、挙手多数と認めさせていただきます。

よって、陳情第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情は採択すべきものとするに決しました。

以上です。

決算審査に入る前に、ここで暫時休憩をさせていただきたいというふうに思いますので、11時10分より再開いたします。

よろしくお願い申し上げます。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きたいというふうに思います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

齋藤委員長 これより決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

齋藤環境管理課長（認定第1号について説明。）

和久環境対策課長（認定第1号について説明。）

大島生活課長（認定第1号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりましたが、各委員からのご意見、質疑等の前に、ここで昼食のため暫時休憩とさせていただきます。

午後1時再開といたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 零時57分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ただいま、執行部の説明が終わりました。

各委員から、質疑、ご意見等をお受けいたします。

東泉委員。

東泉委員 137ページですね。墓地管理事業、40事業。墓地使用者の調査のご説明ありました。そんなことで、大変明確になっているというお話だったと思いますが、これはどのような状況というか、こういう不明者が出ているのか、その辺を少し説明してください。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 西那須野地区にある市営墓地で、市有、市が有している墓地というのがございます。その中で、古くからあるものですから、その引き継いだ中で、現在、その継承者がどなたになっているかわからない。本来ですと、墓地の継承の変更の手続きというのがご本人でやられるわけですが、それがやられていないまま引き継がれているのがかなりございます。

ですから、市のほうが台帳を管理していく上で、

現在管理している方がどなたかわからないということでは困りますので、不明の墓地のところ立札等を立てまして、墓参に来られたときに、市役所のほうに連絡くださいということで、そのために立てた札でございます。

それに基づいて、先ほども申し上げましたように、90件ほどが判明したということでございます。

東泉委員 了解です。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほか、ございますか。

相馬委員。

相馬委員 産廃関係で、歳入だと32ページ、141ページの、いわゆる廃棄物施設に係わる周辺整備というのがありますね。

この件について、那須塩原市、産廃施設結構あるんですが、なぜこの4カ所と言っていいかな。安全協会などで4カ所だけに周辺整備があるのか、そのことを教えてほしいのが1点。

あと、123ページ。今回の災害で、廃棄物が出た関係ですが、そのいわゆる塀なんかの石とかかわらをためておいたものに対しての、放射能、放射線関係、これは問題ある、なかったのかどうかを。

それと、140ページ。産業廃棄物対策事業の中で、監視員が4名という説明がありました。これは、4名が常に監視しているんですが、その成果をお聞きしたいと思います。

もう1点、廃食用油、回収している、ディーゼルエンジンに代替燃料として使っている。説明だとクリーンセンターのトラックに使っているという説明があったと思いますが、そのときに、そのトラックに対して、何らかの改修、改造というか、トラックのエンジンを改修した、改造したというその辺、それが、今までのディーゼルエンジ

ン、軽油と比べて、どのくらいの性能的な違いと
か、あるいは今後それがそのまま継続して使われ
た場合の、軽油に比べての補修、修繕が出るのか
出ないのか。その辺だけちょっとお聞きます。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 それでは、4点ほどあったと
思うんですが、1点目はちょっと置いておかせて
いただきせまして、産業廃棄物、旧清掃センター
のほうにストックしていたわけなんです、その
放射線量という形で、実際はかってみまして、周
辺の放射線量とほとんど変わらずというふうなと
ころでありましたので、同様にやはり放射線が降
ってきて、汚染はされているんだろうな、ただ、
ここだけが高いというような現状ではなかったと
いうふうな結果です。

それから、2点目、監視員のほうで、不法投棄
に関する監視をしている、その実績はどうかと
いうふうなお話をいただきましたけれども、実
際、監視のほう、業務面非常勤というようなこと
で毎日動いているわけなんです、そのほか、21
年度から、ちょっとお話ししましたけれども、緊
急雇用のほうでシルバーのほうに委託しまして、
不法投棄をやはり監視と回収、なので、都合21年
度から8名というような体制でやっております。

そのところから、例えば17年度からのデータが
あるんですが、それから20年度まで見ますと、大
体不法投棄で回収、これにつきましては、年間2
万5,000kgというふうなところだったんですが、
これが21年度にいくと、29万2,000kg、一けたぐ
らい違うというふうな、それから22年度は31万
2,367kgというふうな成果が出ています。

それから、最後のバイオディーゼル、廃食用油
のほうを使って生成されたバイオディーゼル燃料
で、クリーンセンターのほうで使っているとい
うようなことですが、まず、ディーゼルエンジ

ンがもちろん対象というふうなことになるん
ですが、やはりこの廃食用油を使う場合には、エン
ジン内を洗車しなくちゃいけないというふうなと
ころがございまして、その洗浄をしております。

今後、この燃料で果たして今後とも大丈夫なの
かどうかということのところだと思うんですが、こ
れにつきましても、大体聞くところによると、新
しい車両、ディーゼルエンジンだと普通に動くとい
うふうな、確かにそういうふうな話を聞いてお
ります。

ただ、メーカーなどに問い合わせますと、そう
いうふうなおそれもあるというふうなことで、必
ずというふうなところではない。それから、バイ
オディーゼルをつくっております関東バイオエナ
ジー、こちらのほうにお話を聞いても、大丈夫で
すというふうな回答は出ております。

ですので、今後とも、そんな利用形態を続けて
いきたいというふうには考えております。

それから、産廃のほう、周辺整備事業、実は現
在稼働中の埋立地が、処分場が7カ所ございます。
そのうちの4カ所が周辺整備事業をやっているとい
うふうなことでありますけれども、地元の皆さん
がやろうというふうな合意形成をなさってとい
うようなのが条件というふうなことでございま
して、それで、対象になるというふうなところ
です。

そんなところで、この4地区というふうなと
ころになっています。

以上です。

齋藤委員長 相馬委員。

相馬委員 最後の件なんです、地元の方がや
ろうというのは、その監視とか何かをやろうとい
うことですか。

実を申しますと、私の近くに洞島の日榮さん
の施設があって、日榮さんが24時間体制の操業を
したいというときに、地域との合意形成をすれば、

そういったこともあるんだよという説明をされ、あるいは、一時的かもしれませんが、金額でいえば3,000万円で、業者が2分の1、そして行政が2分の1のそういったものがあって、ここ、合意していただければ、ここの道路がきれいに直るんだよとか、そういう発言があったんです。

実は、この戸田、岩崎関係の、地域とのいわゆる業者の合意形成があったから、こういったお金がおりているんだという、ちょっとお話を聞いたことがあるんですが、その辺を詳しく教えていただければと思うのと、早乙女順子議員がよく那須塩原市が産廃反対しているのに、これをもらうのはいかなものかという、そういうお話もちょっとあったというのもありまして、ちょっとその辺詳しく、わかる範囲で。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 ちょっと私も、そこまで不勉強で、細かいところまでは承知をしていないんですけれども、周辺整備事業、栃木県の環境保全公社といったところで、業者から4分の1、残りが県のほうからお金を寄附というふうな形で得まして、それを市町村のほうに寄附金という形で流しまして、そのまま地元のほうに流れるというふうなことになっているわけでありまして。

そういうふうな、多分行政のほうからあったのか、栃木県のほうからあったのか、そういうふうな事業がありますよというふうなことで、取り組んだんではないかなとは思うんですけれども、ちょっとこちらのほうで私は詳細はわからないんですが、そんな事業というふうなことでありますので、基本的には地元のほうでやろうといったところということだと思います。

実は4カ所で、その中の一つで戸田と亀山地区が対象になっているところがあるんですね。これは、一時ストップしていたんです。というのは、

やはり地元にとままりがないというふうなことで、じゃ、まとまってからまた再開しようというふうなことで、再開して、交付金の対象になったというような記憶もございますので、そこら辺の合意形成もどうなのかというふうなところかと思えます。

寄附金というふうなことで、寄附金を認めるというふうなことは、産廃立地を認めることになるのではないかとというような趣旨じゃないかと思うんです。

それにつきましては、制度としてそういったものがあって、また、地元の合意というふうなところがあればというふうなことでありますので、地元のほうで、もちろん反対というふうなことがあったとしても、法的要件が整備されていれば、やはりどうかというふうにならざるを得ないというふうな状況もあるかと思えます。

そういうふうな点から考えますと、周辺整備事業というのもできてしまった後の対策というようなことでは有効なんじゃないかなというふうに思えます。

以上です。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほか、各委員から質疑ございますか。

菊池委員。

菊池委員 すみません。環境のほうからちょっとお聞きします。

139ページの、那須塩原市動植物調査研究会委員報酬というのがありますよね。それと、145ページに、これは21年にはなかったんですけども、那須塩原クリーンセンターの管理運営事業の中で、動植物保全保護検討委員会というのがありますね。これについて、ちょっと同じものなんじゃないかと思うんですけども、その辺についてのご見解をお願いしたいと思います。

それと、146ページの、これはちょっと最終処分場管理運営事業なんですけれども、ここに消耗品という品目がないんですか、20年も21年も、消耗品費として、手袋、マスク、医薬品等と出ているんですけども、この22年度に出ていないということの説明をお願いしたい。

それから、143ページ。環境基金活用事業。この剪定した落ち葉のことなんですけれども、これは12月1日から中止すると、これは市のほうでも新しい事業としてやろうといった矢先のことだと思うんですね。それが中止になってしまったということに対して、これはもちろん、放射能とか、そういうような影響でもってこういうものができなくなってしまったと思うんですけれども、その辺についての市としての考え方ですか、東電なんかに対する。これをちょっとお聞きしておきたいと思います。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 環境管理課のほうでございます。動植物保護対策の調査研究会の委員報酬ということでございますが、これは、現在進んでおります動植物調査と保護条例の策定に向けて、市内全域を調査していただくことの委員さんの報酬ということで、現在20名いらっしゃいますが、一人1日7,400円ですか、それで調査をしているという費用でございます。

クリーンセンターのほうにつきましては、クリーンセンターをあそこで作るに当たって、もともとの山林の環境ですね。それらが、つくった後も環境の変化等がないのか。

ですから、植物、それから生物、そういったものをきちんと調査をして、クリーンセンターが運用後も変化がないのか、悪影響もないのかというものを調査するために、頼んでやっていただいていた委員会ということでございます。

クリーンセンター等が完成をし、委員会としての調査等も一応終息したということで、現在は環境管理課のほうに引き継いで、せっかくあそこを調査した、そういう集中的に調査した経過があるものですから、貴重なそういう調査地点として、我々のほうに引き継いだということで、当初の目的は、あくまでもクリーンセンターに対する影響を調査したというものでございます。

以上です。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 最終処分場のほうでありますけれども、22年度から消耗品費がないというふうなことでしたけれども、22年度から、包括委託というふうなことでなりまして、それで光熱水費を除きまして、例えば修繕関係であるとか、その費用はそちらに入るということになったからでございます。

それから、もう1点、剪定枝なんですけれども、その東電に補償の考えはというふうなことかと思えますけれども、こちらにつきましては、うちのほうだけではなくて、いろいろな方面でそういうふうなことが想定されるんじゃないかと思えます。というようなことでありますので、対策本部のほうでどういうふうな対応がいいのか、今後検討するようになるのかなというふうに私は思っております。

で、この堆肥のほうの事業につきましても、12月から中止しまして、今後推移を見て、例えば10月、11月分を見ますと、大体堆肥になるのが4カ月かかるというふうに言われていますので、そのときの状況を測定して、400ベクレルというふうな基準がどうなるのか、そこら辺を勘案した上で、また再開するかどうかについては検討していきたいというふうに考えています。

齋藤委員長 菊池委員。

菊池委員 わかりました。

消耗品についてはよくわかりました。それから、動植物のことなんですけれども、お話はわかりました。

しかし、そういう中において、動植物の研究調査委員がいるんですから、その方をそのクリーンセンターのほうに活用するとかということはできなかったのかなと思う。これは、ちょっと素人考えなんですけれども、そういうふうになっているんですけれども、それについてちょっとお答えを。
齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 活用といたしますか、実際に調査されたメンバーにつきましても、大体この地域をよく知っていらっしゃる専門家ということで、全員、その調査研究会に所属されている方です。

ただし、あくまでもその当時の調査項目、活動目的が、クリーンセンターの影響調査ということでしたので、そちらの費用で、そちらの設置目的で設置されたら、しかし、調査されている方たちについては、基本的には同じ、会員のメンバーの方が含まれております。

齋藤委員長 齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 追加ですが、スタート当時は広域の事業として、クリーンセンターを立ち上げていました。その関係で、立ち上げの委員会設置も、市ではなくて、広域のほうで立ち上げ、そのまま市に引き継がれたという経緯がございます。

齋藤委員長 菊池委員。

菊池委員 よくわかりました。1点だけ、剪定枝と、それから落ち葉のことなんですけれども、これは市の新しい事業として、市民の方に、今度こういうのをやりますよと流したわけですよ。

それが、何か月もたたないうちに、今度は12月1日から中止ですよと、そういうようなことで市民の方々からも何だろうというような、もちろん、

今こういう事態ですから、そういうことは理解はできるんですけども、その辺のことについて、対策本部で、十分これらの点について、私は話し合いをしていただきたいということを要望しておきます。

それから、生活課のほうにすみません。

交通事故が発生している原因の中に、高齢者の方がたくさんいると、これの高齢者の方が交通事故に遭っている原因、主な原因というのはどのようなことでしょうか。

それから、これは64ページですね。それから、66ページのゆ～バス。これなんですけれども、ふえたり、減ったりという路線があるわけなんですけれども、そういう中におきまして、24年度からルートの見直しをやるんだというお話は聞いているわけなんですけれども、そういうようなことにおいて、私はこのルートの見直し、多分、何かの審査会か審議会か、何かそういうものでお話し合いはすると思うんですけども、どういうメンバーの方でもって、このゆ～バスの運行といたしますか、そういうものを決めているのか、ちょっとその点をお知らせをしていただきたい。

以上です。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 では64ページの高齢者の事故の原因なんですけれども、はっきりとした、これがというふうな原因はちょっとつかめてはいないんですけども、高齢者というふうな形なので、どうしても夜間等については、暗くなるので、その辺で見づらいという部分がありますし、特徴的に、やはり動作が鈍くなるという部分もあるので、その辺でも注意をどうしても機敏にできないという部分があるでしょうし、あと、バイク等の部分についても、バイクや自転車等の部分においても、やはり、一般の成人の方よりはどうしても見えに

くなくなってしまうという部分があって、どうしても多くなってきたのかなというふうには思っているところです。

県におきましても、3S運動ということで、直接、重点を置いて、去年から高齢者の事故防止ということで、重点は置いているんですけども、直接の原因というのはちょっとつかめておりません。

ただ、うちのほうでも高齢者向けの交通安全教室なんかも指導員を1名ふやしたものですから、22年度は226回ということで、昨年度より100回ぐらい多く教室を設けていまして、事故防止に向けて、具体的な事例等も挙げ、あるいは体験等も含めて強化に当たっているというような状況でございます。

それと、66ページ、ルートの見直しということで、審議会というふうな形ですけども、うちのほうで内部的な部分につきましては、庁内の検討委員会というのがありまして、高齢、教育委員会、あるいは福祉関係、それと都市計画関係というふうな形で、全体的な、人数を把握していないんですが、10人ちょっとでやっている部分があります。

それと、外部的には、地域公共交通会議というのをやっています、これは年に1回になりますが、これは外部団体等をメンバーにするという形で、商工会あるいは民間のバス会社、それと自治会、それと具体的に直接関係するメンバーの、具体的にはちょっと残っていないんですけども、直接公共交通、あと駅、公共機関ということで、JRの駅の方というような形のメンバーで15人ぐらいだったと思うんですけども、行っております。

齋藤委員長 菊池委員。

菊池委員 申しわけございません。わかりました。

その中で、ちょっとあと1点だけ、交通安全対

策。63ページの交通安全対策推進費の中に、交通教育指導員の方がいらっしゃいますね。その方は、どういう方になっているんでしょうかね。多分、交通指導員の方を指導する方だと思うんですけども、その点について、お願いをしたいと思いません。

それから、ゆ～バスについてはわかりました。そういう中においては、外部からのそういうような方がメンバーになっているというのはわかるんですけども、ぜひともお願いしたいことは、私は、このゆ～バスを運転している運転士さんに、ぜひとも利用状況を聞いていただきたい。

ゆ～バスは、私実は運転手さんに、ここの路線通っているんだけど、この時間とこの時間帯はお客様一人もいないんだよとか、そういう話を聞いているので、これは要望ですけども、ぜひともそのゆ～バスを運転している運転士さんにも、実情というものをぜひとも聞いていただきたい。

それをお願いして、以上です。

齋藤委員長 大島生活課長。

大島生活課長 ゆ～バスの事業につきましては、運行事業者との連携というふうな形で毎回定期的に行っております。

ことしにつきましては、計画的には7回ほど実施する予定でありまして、既に2回実施しまして、今月もまた行うような形になっておりますので、その中でも聞いていきたいと思っております。

それと、教育指導員の関係なんですけれども、こちらの方につきましては、交通、警察署の警察署員、務めていた経験者の方から人選しているんです。ですから、そのような経験等も豊富で、こちらのほうでは大変助かっています。

齋藤委員長 ありがとうございます。

ほかに、質疑、ご意見等ございませんか。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 じゃ、2点ほどすいません。140ページの清掃業務推進費の中で、交付金、那須疎水路清掃費の助成金と、那須疎水土地改良区助成金、これは去年あたりからなのかと思うんですが、その辺で交付金になった経緯を。

あと1点が、141ページのカメラの件です。ダミーでも5台つけたということで、不法投棄がかなり少なくなっているという話が、そこら辺詳しくお話しいただきたいと思います。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 初めの、那須疎水への交付金でございますけれども、実は22年度から始まったわけではございませんで、西那須野町時代からといったことの続きで、21年度はなかったというふうなことなんですが、これはちょっと違うところ、21年度まではごみ減量化対策費のほうに含まれておりまして、ちょっとそちらでは不都合だというようなことで、こちらのほうに移したというような経緯がございます。

それから、もう一つ、監視カメラの件ですけれども、実際に本物のほうのカメラにつきましては、22年度、実際、カメラに映りまして、大体は車のナンバーなんです、それで4件、実際に投棄者のほうを確定できたというふうな実績があります。

あとはダミーのほうなんです、やはりそこに設置しますと、全くというようなことではないんですが、捨てられる投棄量が少なくなっているというふうな実績があります。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 ちなみに、どのくらい少なくなっているんですか。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 ちょっと量的には把握はしてないんですけども、先ほど私申し上げましたように、今まで捨てられていた、そこにダミーの

形でつけると、かなり量は減っているというふうなことです。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁副委員長 値段的に安いんで、もしそういう非常に影響が出るということだったらふやしたほうがいいのかなということでございます。

以上です。

齋藤委員長 和久環境対策課長。

和久環境対策課長 実は、23年度の要望、要求はさせていただいております。よろしくお願ひします。

齋藤委員長 他に、質疑、ご意見等ございませんか。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 認定第1号については、原案のとおり

り認定すべきものと決しました。

認定第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、認定第11号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤環境管理課長。

齋藤環境管理課長 （認定第11号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第11号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに、ご異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 認定第11号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

齋藤委員長 次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

〔その他について、省略〕

閉会の宣告

齋藤委員長 本日の委員会及び特別委員会の議事日程は、すべて終了いたしました。

明日は、午前10時から産業観光部所管の審査を行います。本日はこれもちまして、散会いたします。

お疲れさまでございました。

散会 午後 1時42分

産業環境常任委員会及び決算審査特別委員会（第三分科会）

平成23年9月13日（火曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員長	齋藤寿一君	副委員長	眞壁俊郎君
委員	松田寛人君	委員	中村芳隆君
委員	東泉富士夫君	委員	相馬義一君
委員	菊地弘明君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

産業観光部長	生井龍夫君	農務畜産課長	斉藤一太君
農務畜産課長補佐	佐藤章君	農林畜産課主幹	宇都野淳君
農業振興係長	栗野誠一君	畜産振興係長	織田智富君
堆肥センター所長	時庭勝彦君	農林整備課長	川嶋勇一君
農林整備課長補佐兼農村整備係長	遠見修君	林務係長	大森貢君
地籍調査係長	池澤直実君	商工観光課長	藤田一郎君
商工観光課長補佐兼商工係長	印南良夫君	観光係長	高根沢威夫君
農業委員会事務局長	成瀬充君	農業委員会事務局長補佐兼農政係長	八木沢一志君
農地係長	三輪敦君	塩原支所産業観光建設課長	君島秀行君
塩原支所産業観光建設課長補佐	君島紀夫君	塩原支所産業観光建設課観光商工係長	臼井孝行君

出席議会事務局職員

書記 小平裕二君

議事日程

1. 開 議

2. 審査事項

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長あいさつ

（農務畜産課）

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査

- ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

その他

（農林整備課）

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

決算審査

- ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

その他

（商工観光課）

- ・議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）

- ・議案第41号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）

決算審査

- ・認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- ・認定第10号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

その他

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

開議の宣告

齋藤委員長 それでは皆さんおはようございます。

散会前に引き続き会議を開きます。

産業観光部の審査

齋藤委員長 初めに、生井産業観光部長よりあいさつをいただきます。

生井産業観光部長 (挨拶。)

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 それでは、産業観光部農務畜産課の審査に入ります。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 (議案第35号について説明。)

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思えます。

相馬委員。

相馬委員 おがくずの件、水分調整用おがくずの件なんです、これは堆肥センター設置したころ、おがくずはあくまでも水分調整としておがくずを選択をしたわけですが、それにかわる代替というものを考えなければいけないだろうという、当時、そのようなことがあったかと思えます。その検討

は進んでいたのかどうか。

それと、エアレーションの件なんです、このエアレーションのエアレーションする意味は、発酵を進ませるのか、それとも水分を飛ばすのか、どっち、その趣旨は、趣旨についてお願いします。齋藤委員長 斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 まずそのおが粉にかわるものの検討がどうされたかというふうなことでございますが、まずおが粉は確かに水分調整をするために必要になるもので、当初から見込んではいましたが、その中でも、いわゆる戻し堆肥の活用も十分に行っております。できるだけおが粉は、いわゆるこういうふうにしななければいけないというふうな状況がございますので、やはり戻し堆肥の活用をあわせて実際にやっておりますが、どうしてもその戻し堆肥でも賄えないという状況がある部分について、おが粉の投入ということ、やはり選択せざるを得ないということでございますが、最初に水分調整より使うのはおが粉が、まずスタートとして入ってまいります、やはりおが粉プラス戻し堆肥を混入することによって、水分調整に役立てることができるということがございます。それと、あともう一つ、当初にはなかったものの中でもみ殻の活用、今させていただいております。

もみ殻は、すぐいわゆる発酵し腐食は進まない、通常ですと3年ぐらいかかるというふうに言われているんですが、水分調整用としては非常に効果があるというふうなことがわかってきましたので、今そのもみ殻の活用もあわせてやっているところでございます。

それから、2点目のエアレーションの関係でございますが、これは水分を飛ばすのか、あるいは発酵を促進するのかというところでございますが、これは基本的には発酵を促進するというふうなこ

とで考えてございます。発酵器具で、発酵を促すために酸素供給をしまして、発酵をしたときの温度を、やはり60度以上、それから90度ぐらいまで上げるという、そういう大きな役割がありますので、当然発酵を目的としたものとしたものでございますけれども、当然水分も発酵するときには飛んでまいります、蒸散しますので、その効果もあるというふうに言えるかと思えます。

以上でございます。

齋藤委員長 そのほか、質疑、ご意見等ございますか。

眞壁副委員長。

眞壁副委員長 シルバーファーマー制度の関係なんですけれども、決算のほうで聞こうかと思っただんですが、ちょっとでできたもんで。

今回、20名予定してて48名ということでふえていくという状況で、この制度なんですけれども、まさに那須塩原市の農業関係、主要産業ということで、非常に私もいい制度だと思っていたところなんですけれども、昨年始まって今までの状況の中で、どんな状況なのか、お聞きしたいんですけれども。

齋藤委員長 齊藤農務畜産課長。

齊藤農務畜産課長 昨年からの状況というふうなことでございますが、昨年度につきましては、仮称としましてシルバーファーマー制度を立ち上げたわけでございますけれども、実際に、昨年度については、受講者につきましては、その前にやっていたアグリライフというのが、平成20年から22年度まで実施したものがございまして、その方とやはりダブって来られるという場合。要するにダブリで受講されているというふうな方がございまして、実際にこのシルバーファーマー制度で受講されている方は6名ということになってございました。

平成23年度につきましては、これが48名ふえてまいったというふうな状況でございますので、22年度につきましては23年度への足がかりをというふうなことで考えたものが、一気に23年度になりまして応募者が殺到してきたという状況にございますので、やはりこの時代といいましょうか、それにマッチングした事業であるというふうにご考えてございます。

ただ、これから大事なのは、今48名の受講生が、いわゆる農家への支援者として、これから農家の需要に対してどうマッチングさせていくかということが、これから私どものほうとしても、一部そちらのほうの動き、各農家へもアンケート調査のほうも今開始しておりますので、そういったことも含めまして、できるだけその受講された方が、農家に対してきちんと援農というか協力できるような、そういう仕組みづくりを、今後の中で考えていきたいというふうにご考えています。

以上でございます。そういうことで、ぜひよろしくをお願いします。

齋藤委員長 そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 他に質疑、ご意見等がないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第35号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

齋藤委員長 これより決算審査特別委員会(第三分科会)に切りかえます。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

齋藤農務畜産課長 (認定第1号について説明。)

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

相馬委員。

相馬委員 160ページの認定農業者。

今、この状況が載っているわけですが、この認定農業者認定を、実は受けたくないという農業者がおられるというお話を聞いていますが、その状況についてお伺いしたいと思います。

あと161ページの畜産担い手育成事業の中の補助金の中の飼料畑造成について、ちょっと説明を、これ、飼料畑造成をした場合に補助金があるということだと思いましたが、その説明をちょっとお願いします。

それと162ページの堆肥センターのOSSコンポのつめ交換というのがあると思います。

実は、この堆肥センター、もちろんできたとき

からは私がかかって、このときに現場を見させてもらったときに、このつめ交換というものが、今後相当起きるんじゃないかという質問を現場でした覚えがあります。そのときに、現場の人間が、そんなことはありませんよと、そういう説明を私聞いています。この機械だと、こういうつめ交換が大変なんじゃないかと私、消耗もするしということで、その辺のことについてお伺いをします。

この3点です。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 認定農業者の関係でございますが、今の、実はおっしゃられましたように、おりたいといいたまいますか、事前に認定審査会という中で実際、いわゆる期間はまだあったんですけども、認定を外していただきたいという方が実際にございました。

ただ、再認定の申請がなければ、そのまま期限が切れて終わりというふうなことになりますので、それはそのままで消滅、その認定が、効力がなくなるというふうなことでございますので、中には再認定をしないでそのままというふうな方もいらっしゃると思いますけれども、何件か事案としては、そういうことがありましたので、中にはおりたいといいたまいますか、そういうふうな声も実際にはあるのかわかりません。

齋藤委員長 相馬委員。

相馬委員 ごめんなさい。新規という意味で。新規に認定農業者にならないかと、こういうお話をもらっただけけれども、私は認定農業者になると、いろいろと縛りがあって嫌だからお断りしますというお話があるというお話を聞いています。その件です。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 そのような話は、ちょっと私のほうでは承知はしていないんですが。

相馬委員 そうですか。

齋藤農務畜産課長 実際そういう方もおられるということですか。

ただ、認定農業者になりますと、確かにいろいろメリットがありますし、国の優遇制度などもありますので、農業生産に従事しておられる方で、農業で生計を立てておられる方は、市としてはなるべく認定農業者になっていただいて、地域の農業を担っていただくという考え方で取り組んでいますので、もしそういう方がいらっしやいましたから、少し認定を受けられるように取り組んでいかなければいけないのかなと思っているんですが。

それから、2点目の161ページのこの飼料畑の造成ということですが、いわゆるその飼料畑の整備と造成ということ、言葉の中では出てきますが、造成というのは新たに飼料畑をつくるという考え方になるかと思えます。

それと、飼料畑整備の場合は、要するに区画がちょっと不整形だったり、そういうものをきちんと整形をしてつくりやすくするとかというふうなことで使い分ける場合のことであります。

だから、通常、この飼料畑を造成というふうな、これについては、いわゆる新たにつくるというふうな考え方に立って整備をしたものというふうな。

それから、あともう1点ですが、堆肥センターのつめ交換の話なんですけど、当初、現場でそういう説明をされた、どなたが説明されたかちょっとわからない、わかりませんが、あのつめはかなり長いですし、もう常に切り返しに使っているので、つめは消耗するというふうな私のほうでも理解はしているんですが、もしそういうふうな説明をされたとしたら、説明者がちょっと認識不足だったのかもという気もしますが、通常、つめはかなり長期に、切り返し用の自動でやっていますので、これは消耗品という扱いになるかと思えます。

以上でございます。

齋藤委員長 相馬委員。

相馬委員 私はそうは理解していたんです。そういうふうに理解した上で説明を、あれ1m位のものなんですよ、それはね。だから、そうですね、80か1m。それで理解しました。

そういうふうに簡単に説明をする方がおられたんです。ちょっと私もあれっとは思っています。

以上です。

齋藤委員長 ほかに、質疑、ご意見等はございますか。

菊地委員。

菊地委員 那須ブランドのことなんですけれども、去年、産業振興大会で9品目がブランド化された。1年ぐらいたっているんですけれども、その後のブランド品の実情というか、それをちょっとお聞きしておきたいなと思っております。

それと、堆肥センターのことなんですけれども、これは製造、販売とかというようなことで、議会でも答弁があったわけなんですけれども、なかなか現況はいろいろなことがありまして難しい状況ではないかと思うんですけれども、それらの製造、販売についての実情というか現況というか、それらの点についてもちょっとお知らせをしていただきたい、その2点について。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 では2点でいただきましたので、まず第1点目のこのブランド認定品のいわゆる実情というふうなお話でございます。

昨年度、その認定9品目をさせていただいてPRを、こういうパンフレットとか、あるいはそのためのホームページとか、そういうものを使ってPRはさせていただいておりますが、実はそれを、この点最も大事な点だったんですが、進行管理とか、あるいはその状況の把握、あるいはその市場

の分析、そういったものを、本当はきちんと並行してやるべきではございましたけれども、昨年度からの取り組みとしまして、このまずPRすることにちょっと力を注いできたという状況もございますので、近いうちに認定品の担当者の会議なども予定しておりますが、これからの進行管理あるいはその状況の把握とかPRの仕方とか、ある程度皆さんのお知恵をおかりしながら、いわゆるこれからの取り組み、特にブランド品になったからには、その後の成約というものが当然入ってこない、これが育たないという状況もございますので、その点につきましてはそういう中で十分に検討させていただきたいというふうに考えております。

また、私どものほうの考え方としましては、本当はそういう那須塩原産のいわゆるブランド品が、地元のスーパ-にもきちんとそろって品ぞろえがあったりとか、そういうふうな中で、ここへ来た観光客が、そういうところに立ち寄ったときに、地元産のそういうものがきちんとあるとか、そういういわゆるブランド品のアピールの仕方も、これは本当に工夫していかないとまずいというふうに本当正直感じておりますので、約1年たつという状況もございますので、その進行管理、状況把握等に十分力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから堆肥センターの今、堆肥の状況なんですけど、実際のところ、7月25日に国のほうから、堆肥あるいは腐葉土等の生産自粛の通知がございました。

それを受けて、それまでは、うちのほうでも、おが粉の購入につきましては、検査に、要するに検査を分析したものじゃないと購入をしませんよというふうなことで、業界の方には言っていました。

シルバーさんが、あそこの会場を使っておが粉を製造しているんですけども、実際のところ6月10日以降につきましては、そこで製造したおが粉は使用はしていないんですよ。

というのは、当時、乾燥の度合いが余りよくなかったんで、おが粉を入れても、かえて堆肥の量をふやしてしまうだけで、水分調整にはならないとかという理由がありまして、そのままにしておいたんですけども、その後、いわゆる腐葉土の問題から堆肥の流通の問題が起きまして、私どものほうでは、その自家製のおが粉は一切それ以降使用はしてございません。

では、生産、流通のほうがどうかというお話ですけども、過去に、それは最近なんですけれども、実際にその販売堆肥のサンプリング調査を行って分析にかけまして、今流通をさせていただいているところなんですけど、最初にはかったのが230ベクレルございました。2回目が139ベクレルということでほぼ、基準が400ベクレルになっていきます。それを下回っているということを確認をしながら今、販売をしているというような状況でございます。

ですから、搬入口については、あと残るのは、おが粉は業者からのものを購入しておりますので、それはお墨つきをいただいたものをちゃんと使っていますので大丈夫。

あとは、ふん尿のほうはどうかというふうなことになりますが、今ふん尿のほうは、酪農家さんのふん尿しか今入ってございません。

ふん尿については、原料として、一度分析にかけました。その結果、110ベクレルという数値は出ていたんですけども、それは堆肥製造に影響がないだろうというふうなことで、実際そのまま使っているという状況でございます。

したがって、原発の事故以前に製造した堆

肥が36ベクレルだったんです。

それが、今度、事故後のものを見ると、やはり230ベクレルというふうなことあったものですから、それは製造ラインのほうは、そこは区分をして、きちんとわかるように区分をして製造していました。

その結果、2つを比較したところ、そういう差が出ていましたので、少なからず放射能の影響を受けているということは間違いないと思いますけれども、ただその基準、400ベクレル以内で、今ずっとおさまってきていますので、製造のほうも続けているというふうな状況でございます。

それと、今、酪農家さんのほうも、非常にそれ敏感に、今反応しております、放射性物質を含む飼料を与えていないという多分状況だと思えます。

すなわち、結果として、ミルクにも全然あらわれてきておりませんので、それが本当に今、功を奏しているような状況でございますので、そういう点は本当に幸いしているんですけれども、あわせまして肉牛のほうは8月25日に凍結が解除になったという、ちょっとそういう状況もございまして、特に放射能につきましては、本当に慎重に、そして真剣に取り組んでいかないとちょっと大変なことになるという認識で私も思っていますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 那須ブランド、1年たつわけですよ。私らもスーパーとか、そういうところへ行くと、那須ブランドですよというようなことで販売しているものは見ているんですけれども、いまいち影が薄いかなという思いで見えています。

ですから、当然企業とすれば那須ブランドという、そういうあれをもらったので、大いに市のほ

うでも、もちろんこういうパンフレットとか何かをつくってPRはしていただいているのはわかっているとは思いますが、企業ももちろん努力はしていると思うんですよ。しかしながら、いろいろな価格ネックとかいろいろなことで、なかなか思うようではないところがあるやに見受けられるんですよ。

ですから、今後、この9品目だけではなくて、多分今後も那須ブランドとして、私は考えていかなければならないのではないかなと思うわけですが、そういうことから言うと、やはり今、認定されているこの9品目については、市のほうでも大いに力を入れてもっとやっていただきたいというふうに思っておりますし、企業もそれなりに努力していると思いますので、ぜひともその点についてよろしく願いたいと。

それから、堆肥センターにつきましては、もちろん安全なものというふうなことで販売はしていると思うんですけれども、やはり今の実情を見ますと、消費者の方は、那須塩原のはというような感じを持っているのではないかなと思うんですよ。

これは、もちろん堆肥センターに限らず、いろいろなものに対してそういう思いを持っていると思いますので、そういう中で販売していくというのは、かなり大変なことだと思えるんですけれども、安全性でもって安全ですよということで売っているわけですから、その辺のところ、職員の方も大変とは思いますが、PRをして、大いに那須塩原の製品を私は売っていただきたいという思いでございます。そういうことです。

答えがあるんだっただすみません。

齋藤委員長 何かありますか。

斉藤農務畜産課長。

斉藤農務畜産課長 今、おっしゃられたように、

確かにまず認定品の存在とやはりそのアピール、PRの部分が不十分であるとか、あるいは出展者というか認定者自体、認定品自体が、そういういわゆる価格の問題だとか、それは十分承知をいたしておりますので。

特に、市としましては、文科省と連携という、そういう前提に立って取り組むというふうなことでございますので、そういったものをコーディネートしながら、やはり引っ張っていくというふうな役割は行政が担わなければならないというふうに思っていますので、その点につきましては今後十分力を入れていきたいというふうに考えています。

それから、堆肥センターにつきましては、やはり少なからず放射能が検出されているというこの実情は、これは否定できないとは思いますが、参考までに、その400ベクレルの数値を国が示したという背景には、連続使用をしても作物等への影響はありませんよという数値というふうなことで示された。連続使用しても影響は出ないというふうに本当に、そういうふうな設定をされておるといふふうに聞いておりますので、その点は基準値内で、できるだけその製品についても信頼を持ってもらえるように本当に努力していかないと、これはちょっと大変なことになるかなという感じがしますので、その点やはりご指摘のとおり、十分PRになるように力を入れていきたいというふうに感じております。

齋藤委員長 ほかに、質疑、ご意見等ございますか。

松田委員。

松田委員 先ほどの那須塩原ブランドPRのことなんですけれども、今後のPR活動ですよね、その実施についてが1点と。

あと今後、多分、来年の4月に、スカイツリー

ができるので、そこに栃木県も多分、物産展が入る予定ではいると思うんですけども、そこに対して那須塩原市のブランドとして入れる予定があるのかというのが1点です。

あと、青木ふるさと物産センターの管理なんですけれども、3月は震災等で売り上げ等、また利用者等は減っているということなんでしょうけれども、平成17年度あたりから平成19年度、21年度までは1,000万ずつ、ほとんど下がっている数値が多分出ているとは思いますが、その原因と今後の対策をお伺いします。

その3点でお願いいたします。

齋藤委員長 齋藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 まずこれからのブランドのPRについてというふうなご質問ですけれども、直近の行事の中では、幾つか予定を組んでいるものがございます。これからですと、身近なところでは、身近といいますか、9月22日から25日には、県が主催します、これ安らぎの栃木路フェアに出店をさせていただきます。これは新宿駅の西口広場で実施をしますが、これはブランド品としまして、うちのほうは千本松の牛乳と島倉産業の経木、これを出店をする予定をいたしております。

それから、前後しますが、9月17日、今週の土曜日になるんですが、これにつきましては築地で緑のマルシェというのが予定をされております。これにつきましても、私どものほうで参加をするんですけども、これについてはミルク街道とか野菜とかというものの、ミルク街道、イチゴです。夏秋取りのイチゴと、それから野菜等の出店なども予定をさせていただきます。

それから同じ日、黒磯の駅前ではもったいない市ですが、これにつきましては和牛のなども予定しております。

それから、18日の日曜日は、那珂川アユ街道祭

りが、那珂川水遊園で行われますので、そういったいわゆる食の街道の連携イベントということで実施されますので、そういうものにも参加していく予定をしております。

その他、10月には、県の畜酪研究センターの公会堂、それから9月15から16日は栃木ふれあいフェアというのが県庁で行われますので、それにも出店する予定しております。

そのほか10月25日には、フレッシュファーマーズマルシェということで、これは青年農業者が県庁へ出向きまして即売会を実施するというふうなことでございますので、これについても本市からも参加の予定をいたしております。

それから、11月6日には、アグリパル塩原、それから青木の道の駅の収穫祭などがあるものから、そういったところにも参加をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、11月9日、10日には、これは港区の主催ですが、JRの新橋駅前で商店街と地方都市との交流物産展というのが開催されますので、そちらのほうにも参加ができる方向で取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、いろいろなこれから行事が開催されますので、そういうものには積極的に参加しPRに努めていきたいというふうに考えてございます。

それから、スカイツリーへの参加についてのご質問ですけれども、ちょっとスカイツリーの参加の県のかかわり方とか市町村のかかわり方というのはちょっとよく私どものほうで承知していないものですから、できるだけ県が参加であれば、私どものほうでも、そういうところに出店するなりPRするなりして、できるだけアピールを行っていきたいというふうに考えております。

それから、3番目の青木物産センターの売上げの関係ですね。平成17年からの。

確かに年々減ってきているという状況がございますが、それにつきましては、はっきりとした原因と申しますか、要するに購買層が減ってきているという、要するに起因しているようには感じてはおりますけれども、全般的にアグリパル塩原ですと、22年度についてはほぼ同じという状況、プラスになってございますが、ただ観光客の動向によって、アグリパル塩原の場合は影響を受けます。

青木道の駅のほうは、観光客の数というよりは、やはり地元の方の購買がやはり多いように見ておりますので、実際に品ぞろえでありますとか、やはり規格品、もう少し統一したものでありますとか、あるいはたくさんの品ぞろえをやっていこうと、できるだけ購買をする方に、魅力のあるものを出店していくような努力は必要なのかなというふうには思っております。

ただ、その減ってきた原因というものは……。

最近というか、本当にここ2年ぐらいの傾向であるパン屋さんのちょっと出入りがあった関係がございまして、あるいは一時閉店をしていたということもございまして、その部門別に見ると、そのパン屋さんが確かに、そういうふうな意味ではぐんと下がったというふうな状況にはございません。

あと最近、ここへ来ての状況なんですけど、入場者、売り上げ等につきましては、大体10%から20%減ぐらいの状況で今、動いているように感じておりますので、いずれにしてこういうのは、かなり回復してきているというふうには思いますが、まだ平年どおりにはちょっと戻っていないというのが実情だと思います。

以上であります。

齋藤委員長 そのほか、ご意見、ご質疑等ございますか。

斉藤農務畜産課長。

齋藤農務畜産課長 すみません。

先ほどお尋ねのスカイツリーの話なんです、
今度来週、県の委託事業ということで意見交換会
が予定されておるといふうなことで、今案内が
来ておりますので、こういう中に、できるだけか
かわれるように取り組んでいきたいというふうに
思っています。よろしく申し上げます。

齋藤委員長 そのほかありますか。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 それでは、ほかに質疑、ご意見等が
ないようですので終了したいと思います、ご異
議ございません。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結し
たいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す
べきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 認定第1号については、原案のと
おり認定すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他について、何かございますか。

〔発言する人なし〕

齋藤委員長 ここで執行部の入れかえのため、暫
時休憩といたします。

開会を、35分から開会といたしますので、よろ

しく申し上げます。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時35分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

議案第35号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 産業観光農林整備課の審査に入りま
す。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)を議題といたします。

川嶋農林整備課長 (議案第35号について説
明。)

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から、質疑、ご意見等をお受けいたした
いと思います。

松田委員。

松田委員 さっきの13ページの農林水産の災害復
旧事業なんですけれども、木の俣巻川線の復旧工
事、これ全体で総額どのぐらいになるのですか。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 5,712万円、これは災害査定
を受けた補助対象です。

松田委員 はい、わかりました。

齋藤委員長 そのほか。

東泉委員。

東泉委員 11ページのこの元気な森づくり事業、
この事業なんですけれども、これ400万という交
付金がありますけれども、以前から、いわゆる林

業というんですか、非常に木材が安いということで、なかなか力が入らないというか、なかなか整備、個人的にも、状況だと思っんですけれども、今のこの実情と今後の見通しというんですか、この辺ももしわかる範囲でお聞かせいただきたい。
齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 委員がおっしゃるとおり、今木材の価格がかなり下がってまして、当然外国産の木材関係が安いものですから、そういう意味で今全体的に停滞しているという状況で、栃木県としては平成20年度からそれらに対応していくために、県民税、この元気な森づくりをするための県民税を独自に創設した中で、今後林業関係の農家等を支援していくという形になってきているわけなんです。

それで、特に、林業関係だけではなくて、やはりそれらを整備する、その考え方を、市のほうで担当していますのが里山林の整備関係なんです。奥山林というのは、その奥は、県のほうでその税金を活用した中で事業を展開しているという、ある程度、役割分担の中で。

それで、あと1つ、森をはぐくむ人づくりという1つの大きな事業も進めていくということで、ハードの部分と、あとソフトの面で、両方合わせた中で今後林業を守っていき、なおかつ振興していくというような内容になっておりまして、整備については、里山整備については、全部で3つの考え方がありまして、まず1つとしましては、林業そのものを間伐をした中できれいに、将来的にも自然を守るための1つの整備という位置づけと、あと1つは、熊とかイノシシ等の被害を防ぐというために、緩衝帯となる、ちょうど里と山の間の部分、そこをきれいに整備した中で見通しをよくすれば、当然そういう熊等の関係はこっちへ出てこられないわけです。ですから、見通しをよくす

ることによって緩衝帯をつくるという1つのあれです。

あと1つは、通学路関係、市街地に近いところです。それについても、やはり安全・安心をやりして環境整備していくという中で、その周辺についても整備をしていくという、大きい、3つの中で里山のほうの整備をしていくという中で、これも22年度の決算にも出てきますけれども、そういう形で交付金が100%の中で来ていて、市のほうで直接委託してやっている部分と、先ほど言いましたそれぞれの組合等の団体が交付金でやっているという中で事業を進めるということになります。

東泉委員 了解です。

齋藤委員長 そのほかございますか。

なければ、私から1点ありますので、副委員長と委員長を交代してやらせていただきたいと思います。

眞壁副委員長 齋藤委員。

齋藤委員長 今回の11ページなんですけど、先ほどの農村振興総合整備事業の4カ所というのは、カミノハラと言ったんですが、これは塩原のあれですか。

川嶋農林整備課長 そうです。

齋藤委員長 ではウワノハラ。上の原ともう1カ所、ちょっと地名であるもんですから。1点。

あともう一つ、その下で、鳥獣保護管理事業で、今回補正追加で93万円ほどとなっておりますけれども、先ほどの説明では電気築さくの事業で、これは当初何件か、何戸が集まって申請をするということでしたよね。これは追加、当然件数がふえたということでしょうけれども、これ何件ふえたのでしょうか。

眞壁副委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 この補助の交付要領の関係な

んですけども、3戸以上のある程度の方でつくってもら組織で申請をしていただくということになっておりまして、現在申請がありましたのは5団体から336万ほどの申請額になっております。

その中で、不足を生じたものですが、その分について、特に被害がかなり出ているという中で、早急に対応したいということの中で今回追加させていただきます。

眞壁副委員長 齋藤委員。

齋藤委員長 これ地区は、宇都野地区と上の原地区で。わかりました。はい、すみません。

眞壁副委員長 はい、ではここでまた変更いたします。

齋藤委員長 それでは、また戻らせていただいて、そのほかご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ほかに質疑、ご意見等がないようですので終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第35号については、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

それでは、次に、決算審査特別委員会なんですが、ここで昼食のため休憩といたしますので、1時に再開といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時56分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

齋藤委員長 これより決算審査特別委員会(第三分科会)に切りかえます。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

川嶋農林整備課長 (認定第1号について説明。)

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から、質疑、意見をいただく前に、ここで10分間、暫時休憩をいたしますので、その後に質疑、ご意見等いただきたいと思ひます。2時10分、開会といたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時11分

齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど課長のほうから説明が終わりました。

ここで各委員から質疑、ご意見等をお伺いしたいと、お受けしたいと思います。

菊地委員。

菊地委員 2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

165ページ的那須野原総合農地開発事業、これの償還が、平成7年からことしまでだと、平成23年までだ。もちろん市のほうでも補助金出しているんですけども、この償還の、その受益者負担もあるわけですね、これ。受益者の方が、すんなり返済しているのかどうか、その実態についてお伺いしておきたい。

それから、176ページの鳥獣保護ですか、これのサル対策巡視員という方が塩原地区にということなんですけれども、そのほかに鳥獣対策指導員もいるわけでございまして、これは別々に業務をなさっているのかどうか、ちょっとこの実情についてお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 まず1点目の償還金関係の受益者が、計画どおり償還、返済しているかどうかという話なんですけれども、これ最終的に土地改良のほうに確認してみないと詳しいことはわからないんですけども、ただいろいろな負担金は毎年納めなければならないんです、償還金以外に。

話の中では、やはり今こういうような情勢なものですから、中には、滞っている方が結構いるみたいで、それぞれの土地改良区のほうの決算書関係を見ると、やはり未決済という。ただ、どのくらいかというのは、ちょっと詳しく調べてみないとわかりませんので、そういう農業者の方も見られるものですから、ふえてきているのは確かでございます。

それと、176ページの鳥獣保護関係のこの鳥獣、有害鳥獣等対策指導員という指導員さんは、主に関谷、箒根地区関係で、猿に限らずいろいろな鳥とかイノシシとか、全体的なそういう関係の、ある程度そういう研修を受けた方にやっていただいた中で、その対策について相談があれば相談に乗ってあげたり、あとは巡回して見回ったりというような状況であります。

猿対策は、全くそれだけの監視という形で、これは特に塩原の温泉から、特に被害とか重点的に回っていただいた中で、猿が夜、住民、農家の皆さんから通報があれば、すぐ出かけたり、または通報がなくても、都合に応じた中で巡回してもらって、猿が人里に来れば、すぐに、猟銃で発砲して捕獲することはできるだけの権限を持っている方。それで、実際に、携わった時間に対して支払うような形になる。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 わかりました。

そうすると、例えば未償還の人は、これは土地改良区で責任を持つような形になるのでしょうかね。

それと、今の猿のことなんですけれども、塩原地区だと言うんですけども、何か私、もう何年も前なんですけれども、油井地区を通ったときに、100匹ぐらい猿がいたんですよ。だから、黒磯地区でもかなり猿の被害が出ているのではないのかなと思われるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 国の償還金につきましては、当然受益者の組織であります連合というのが責任を持った中で国に償還している。

それと、黒磯地区関係の猿につきましては、被害がでてきています。

したがいまして、23年度から、塩原で設置して効果があるということもありまして、23年度からは黒磯地区でも同じような猿監視員を1人設置しております、合計2人体制でっております。

齋藤委員長 そのほか。

中村委員。

中村委員 168ページと169ページにかかるんですが、むらづくり交付金事業の中で、平成19年から、これ鍋掛地区で、5カ年計画で始まったと思うんですが、これが23年度で完了するのかどうかというようなことを、進捗率です。

それと、農村漁村活性化プロジェクトの三本木地区の水路の整備の関係、これが1年おくれるということですが、この工事の進捗率をお願い、教えていただきたいと思います。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 鍋掛地区につきましては、先ほど言いましたように、19年から24年の6カ年計画で行っております、とりあえずこれは延伸が進む……

〔「25年」と言う人あり〕

川嶋農林整備課長 25年まで、やはり1年間、延伸しないと完了しないという中でやっております、進捗率は、事業費ベースなんですけれども79.5%という形の進捗率であります。

それと、あと1つ、プロジェクト交付金関係なんですけれども、こちらが平成20年から24年の5カ年間やっております、同じような理由で1年延ばさざるを得ないという形で、25年まで一応予定をしている。

進捗率については、やはり事務費ベースなんですけれども、45.8%と、今現在でなっております。

中村委員 わかりました。

齋藤委員長 そのほか、ございませんか。

松田委員。

松田委員 那須野ヶ原土地改良区連合なんですけれども、これ簡単でいいので、那須塩原市として、どれだけ那須野ヶ原土地改良区にお金が、どれだけお金が行っているのか、後でいいですから、全部ひっくるめた金額で出るのか。

川嶋農林整備課長 連合に支援している額。

松田委員 償還金じゃなくてもいろいろ多分行っていると思うんです。

もしそれを、年度か、要するに前年度の年度でも構わないんですけども、もし……。

一応入っているわけでもないんでしょう、これは。任せ、金だけは預けて、あとは向こうでさばいているという形なんだろうけれども、その内訳は那須塩原市には入ってきているんですか。

齋藤委員長 川嶋農林整備課長。

川嶋農林整備課長 それでは、166ページ、ちょっと、22年度の事業の関係で、ちょっと申し上げたいと思います。

まず、負担金関係ありますね。この19万8,000円の国営造成施設管理体制整備促進事業負担金というのは、これは連合の分、これ負担金になります。19万8,000円です。それと、次は補助金、この2つの補助金です。これも那須野ヶ原の連合のほうに行っている補助金。

とりあえずこの22年度では、3つの事業が那須野ヶ原連合のほうにも支援。毎年このような形で。

ですから、23年度も同じような形です。

松田委員 わかりました。

齋藤委員長 そのほか、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ほかに質疑、ご意見等がないようですので終了したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないことと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、その他に入ります。

その他で何かございますか。

執行部のほうから、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 委員の皆さんから、何か、その他の件でございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 それでは、農林整備課の審査を終了いたします。

今後ともよろしくどうぞお願い申し上げます。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時26分

齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光部の審査

齋藤委員長 産業観光部商工観光課の審査に入ります。

議案第35号の上程、説明、質

疑、討論、採決

齋藤委員長 議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 (議案第35号について説明。)

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

松田委員。

松田委員 10ページの委託料の件で、産学官連携の大学ゼミ対抗プレゼン大会、前年度もやっていたんですけども、これはことしもやるということですか。いつごろやるのか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 12月の事業として、当然、それ以前に準備というようなものがありますから、議会が終わればすぐに準備に入るわけですが、プレゼン、そのようなものは12月中旬以降ぐらいの計画として考えております。

齋藤委員長 松田委員。

松田委員 商工会と観光協会が頭でやるのでしたっけ。それだけ聞かせて。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 一応、今回、委託というふうなことですけれども、実際には、当然、前年、同じ事業をやっております。観光協会というふうな

ものの協力とか、そういうふうなものをいただきながら、当然、商工会やなんかについても、必要なものについてはご協力いただくということになりますけれども、そういうふうな中でやっていくというふうな事業を考えております。

松田委員 はい、わかりました。

齋藤委員長 よろしいですか。

ほかに、質疑等。

中村委員。

中村委員 ちょっと確認なんです、委託料は、これからプロポーザル方式で業者名を決定するわけですね。もう決まっているわけですか。ちょっとそれ確認です。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 基本的にはプロポーザルということで、もう既に募集してございます。それについての開始の決定というようなもの、まだ当然、予算確保しておりませんけれども、当然、プロポーザルということで申し出た会社が基本的にとつていただくというふうなことで考えております。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 そうしますと、それを今、選考されている。その選考委員のメンバーは、どういうメンバーが選考されているんですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 選考、そういうものは部内で行っております。ですから、部の部長、それから課長、あと補佐というメンバーで行います。

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほか、質疑、ご意見等ございませんか。

菊地委員。

菊地委員 やっぱ10ページの委託料ですけれども、観光農産物の風評被害対策ということで、イベント出前キャラバン隊事業とかというのが出たんですけれども、実際、私たちはそういう現場に

行ってないので、そういうものというのは実感できないでいるわけですよ。ですから、例えばの話、農産物とかそういうもの売っているときに、そういう実態というのはどのようなものなんでしょうか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 私も何回も行っているというふうなことではないんですけども、ただ、聞きますと、例えば、無料でというふうな話になれば、そんなに抵抗なく皆さんもらっていくというふうな傾向あるようです。じゃ、実際にいろいろ販売の中で、店行って買うというふうなことになりますと、やっぱりどちらかといえばというふうな部分は出てくるのかなというふうに思いますけれども。

菊地委員 わかりました。

齋藤委員長 そのほか、質疑、ご意見等ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 よろしいですか。

ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございません。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 平成23年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)につきましては、原案のとおり

可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第35号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、議案第41号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長（議案第41号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんので終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第41号 平成23年度那須塩原市温泉事業特

別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 議案第41号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 これより決算審査特別委員会（第三分科会）に切りかえます。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長（認定第1号について説明。）

齋藤委員長 ありがとうございます。

ただいま、説明が終わりました。質疑を受ける前に、ここで暫時休憩をさせていただきたいというふうに思います。

40分再開とさせていただきます。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時40分

齋藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についての説明が終わりました。

これより、各委員から質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思います。

東泉委員。

東泉委員 歳入のほうで2点ほどさせていただきます。

まず、10ページですね。観光施設使用料というのがあります。この中身ですね。もみじ谷大吊橋利用料ということあるんですけども、この内容をちょっと先に聞きたいと思うんですが。

当初、オープン当初は100万近い利用者がいたと思うんですが、今、たしか約3分の1ぐらいに落ち込んでいると思うんですね。この辺は、いろいろな景気低迷やら何やらでやむを得ないと、こういうふうに思っているんですけども、この吊り橋は今後、維持費、管理等も相当かかってくるんだと思います。このままずっと落ち込んでいくと、いよいよ大変な状況になるのかなと思いますけれども、今後、誘客対策として何か新たなものを考えているかどうか、その辺を1点聞きたいと思います。

もう一つは、33ページの基金繰入金。この中に湯っ歩の里管理事業に充当ということで大きい金額が充当されているわけなんですけれども、ここもなかなか、利用者がふえるのというのはなかなか大変だなということで、しかし、維持管理費は年間相当かかっているんだと思います。そういった意味では、今後の誘客対策について何か新しい。いろいろな方に聞くと、1回あそこの足湯につかっても、2回3回とまた行きたいという話は聞かないんですね。ですから、そういった意味では何か考えているかどうかですね。その辺についてちょっとあれば、お聞かせ願いたいと思います。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 もみじ谷大吊橋でございますけれども、これにつきましては、ことし、指定管理の更新時期というふうなことで、24年度からは事業計画、今度出てきておりまして、というよう

なことになりますけれども、その中でも誘客対策ということもございますので、その中で考えてもらおうというふうなことが1つありますけれども、いずれにしても、市のほうでもいろいろアイデア等、金のかかるものもありますけれども、そういうふうなものじゃなければ、アイデアなんかもいろいろ出しながら考えていきたいというふうな考えております。

それから、湯っ歩の里ですか、これにつきましては、やはり24年度から、これまでは自営でやっておりましたけれども、24年度から指定管理にするというふうなことで、その中で誘客というふうな部分が項目とありますので、計画書の中に。その中でやっていただくことになるというふうなことになります。

以上です。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 大方わかったんですけども、現在、この吊り橋にしても、湯っ歩の里にしても、指定管理ということでよくわかりました。市として現在、アイデアとかいろいろ、現在では何か考えていることはないんですかね。これから考えるということなんですかね。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今、まだ指定管理、委託する会社というふうなものが決まっておりませんので、決まった時点で話とか計画、当然、誘客の計画というふうなものがありますから、そういうふうな中で決定しながらやっていくというふうな形になるかと思えます。

齋藤委員長 東泉委員。

東泉委員 わかりました。

いずれにしても、指定管理ということになりますけれども、やっぱり先導していくというんですかね、特にやっぱり市が積極的にやっていかない

と、指定管理者が本当にいろいろ知恵を出して工夫してあれを使っていくというのはなかなか難しいのではないかなと思います。そういった意味では、市のほうが今後積極的にぜひ頑張りたいと、このように思います。

以上です。

齋藤委員長 そのほか、質疑、ご意見等ございますか。

中村委員。

中村委員 2点お聞きしたいと思います。

186ページの奥塩原オートキャンプ場の管理事業でございますが、これ、昨年度、79万8,000円でシャワー、給湯修繕をされたということでございますが、23年に解体をされるということで、緊急性があつて修理されたかと思うんですが、非常にもったいないんじゃないかという気がしたので、その件のご意見を聞きたいのと、189ページ、観光施設管理費ですね。からくり時計に観光客数どのくらいいらっしゃるのか、まず聞きたいのと、経常経費に随分金がかかっているということと、また、せっかく修理費かけても、先ほどの説明では、機械が壊れてしまったら終わりだというようなことで、この見通しをちょっとお聞かせいただきたいというのと2点お聞きしたいと思います。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 オートキャンプ場のシャワー修繕ですけれども、これ、平成22年というふうなことで、去年管理計画を立てまして、平成23年から閉鎖というふうなことを決定したんですけれども、この時点ではまだはっきりしてませんで、キャンプ場というふうなことでオープンしている以上は、当然、壊れれば、それなりの機能というふうなものを回復しなくちゃならないというふうなことがありますので、若干、79万8,000円というふうな大きな金額ではありますけれども、修繕を

行ったということでございます。

それから、からくり時計ですけれども、これにつきましては前々から言われておまして、時計そのものなどもパソコンで動いている、コンピューターで動いているというふうなことでございまして、それがちょっと古くなり過ぎまして、それを変えるというふうなことになる、プログラムから全部変えないと動かないというふうなことで何千万もかかってしまうというふうな状況がありまして、そういうふうな中で去年の維持管理計画ですか、その中で地元にも説明しながら、壊れた場合には、公園としては残りますけれども、からくり時計については、その後、修繕はできませんというふうなことを説明してきまして、一応、それでもって決定したというふうなことになっております。

それから、人数なんですけれども、直接、こちらで人数把握する方法ないものですから、ちょっとその来訪者の人数というような部分については把握できておません。

齋藤委員長 中村委員。

中村委員 オートキャンプ場のほうも、22年度はどうしても必要であったので、23年度から閉鎖する以前の問題であったので修繕をしてしまったということは理解はしますが、80万近いものを修理しておいて、すぐに解体って、こんなもったいないことも、私どもは真剣に考えていただきたいというのが1つありますので、今後気をつけていただきたいと思いますし、それと、からくり時計。何人来ているか、観光客わからない。この中で経常経費を毎年このようにかかっている中で、観光誘客のための施設として利用されているからこそ、観光施設管理費を毎年計上して管理をしながら、メンテナンス業務も百五十何万もかかっているわけですから。それで、敷地の借地権も70万もお払

いして、電気料、光熱費でも59万5,000円もかけているわけですから、しっかりとした設備にして、将来、持続可能な観光名所として成り立っていくのかどうか。去年までやっていたんだからこしもやるのではなくて、メンテがだめになったらパーになるということで、からくり時計がそのままにしていくのかどうか、私どもはまだどういう決定されたかわかりませんが、やはり将来の事業計画をしっかりと立てて取り組んでいただかないと、経常経費ばかりかかるものが残って、私ども那須塩原市の観光に必要ですよというものをしっかりとつくった中で維持管理をしていただければという気がしたので、その辺を少し真剣に考えていただきたいと思っております。

以上です。

齋藤委員長 そのほか。

松田委員。

松田委員 さっきのからくり時計なんですけれども、このメンテナンス業務というのは、多分、委託しているんでしょうから、入札等々で業者を決めて委託させているんだと思うんですけども、からくり時計ということで特殊なものだと思うので、そんなに業者さんいないんだと思うんですけども、できればその辺も、委託業務をやっている会社等々が入札のときはそのままずっと同じ業者がやっているのか、それとも違うメンバーが入ってきてということは今まではなかったんでしょうか。

〔「メンテナンスの委託の業者ですか」と言う人あり〕

齋藤委員長 君島産業観光建設課長。

君島塩原支所産業観光建設課長 からくり時計のメンテナンス業務につきましては、メンテナンス料につきまして内容でございますが、本体であったり、機械関係であったり、人形、演出のほうで

すね。映像関係。また、それらを作動させるコントローラー制御盤等についての業務を委託してございます。これにつきましては、東京の業者、株式会社テクノプロサービスというところに委託をしているものでございます。

特殊な機械等のものでございますので、点検、またメンテナンス、部品調達につきましては、特殊な技術等、必要であるというふうなことで、この業者が適当であるということで、随意契約によって委託をしているものでございます。

もう一つの噴水のメンテナンスですが、これは水回りの関係ということで、ろ過ポンプ等、また塩素の滅菌関係、そういう噴水の水回り関係のメンテナンス業務を行っているところでございますが、会社につきましては、東光インテックというところに委託をしているところでございますが、これにつきましては3者見積もり、合い見積もりによりまして、契約の形態としては随意契約というような形で委託をしているところでございます。

以上です。

齋藤委員長 松田委員。

松田委員 コンピューターのプログラムは、このテクノプロサービスが独自につくっているということよろしいですか。

齋藤委員長 印南商工観光課長補佐。

印南商工観光課長補佐 前担当だったものですから、私のほうから回答させていただければと思うんですけども、からくりのプログラムを最初つくったのはテクノプロではなくて愛知の業者がつくったということで、その当時のプログラムはPCコンピューターを使っているということで、PCそのものは秋葉原のジャンクに行っても部品がないと。今のコンピューターに組みかえるのに、本体にそのプログラムを持ってこなくちゃならないというのがあって、21年だったと思うんですけ

れども、それまでは開発した業者がずっとメンテをやっていたと。その会社が会社そのものがなくなってしまったということで、そのメンテができないということでテクノプロさん。今、閉館になっていますけれども、テプロランドのメンテをやっている業者ということで、一緒に来てもらえば、その中での経費が安くなるし、そういった特殊性の技術を持っているということで、全国のテプロのからくり関係をやっているの、うちも見られるだろうということでテクノさんをお願いした経緯があると。

そのテクノさんがつくるとすると、今の私の方ではちょっとわからないんですけども、そのプログラムというのは目に見えないものですから、それを新しく組みかえるのには独自に設計をしていかなくちならないというので、その構築を考えた中で一千数百万かかるというような話はされました。

ですから、今の機械を使ってというのはまず無理であると。新しいコンピューターを持ってきて、そこに全部、プログラムを組みかえて動かしたと。そうすると、その組みかえに伴って人形の動きというものも変わってくるというような説明をいただいたので、さっき、課長が言ったように、更新するとなると何千万というような経費がかかるというふうな話になってくる。

以上なんです、よろしいでしょうか。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

齋藤委員長 よろしいですか。

そのほか。

眞壁副委員長。

眞壁委員 ちょっと全体的なことなんですけれども、観光施設管理費につきましては、特にこれ、塩原地区になるんですが、かなりのお金が出ているというような状況の中で、維持管理計画ですか、

昨年できたと思うんですが、それ以上に……。これにのっとって当然やっていくんだと思うんですけども、実際にはかなりの金額が今かかってきているという中で、今後、この施設どのようにしていくんだというのをちょっと明確に。明確にはちょっと難しいかもしれないんですが、方向性だけお聞きしたいんですが。

〔「ちょっといいですか。この施設というのは」と言う人あり〕

眞壁委員 全体ですよ。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今、維持管理計画の範囲内で申し上げれば、一応、廃止というふうな部分でやったのが奥塩原のオートキャンプ場ですか、これが廃止と。それから、箱の森の湯遊センターですか。これが冬期間。施設閉鎖しても冬期間についてはやっていたけれども、冬期間については廃止するというふうなこと。それから、からくり時計につきましては、平成6年につくったんですけども、15年経過してしまっていて、修繕や部品調達が困難であり将来的には廃止するというふうなことでやっとな。

そのほかについては、廃止とかというふうな部分ではなくて、基本的には維持していくんだというふうな考え方でやっております。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 かなりのお金がかかっているというところをどのように考えているのかだけお伺いします。当然、観光施設ということで理解をしているところなんですけれども、なかなか……。

齋藤委員長 生井産業観光部長。

生井産業観光部長 今、総体的といいですか、全体的な観光施設の維持管理についてのご質問いただいているんですが、今回の放射能漏れ事故の関係もありまして、22年度に維持管理計画そのもの

はできましたけれども、重立った施設ということで、屋外の施設とかそういうものについてはやってない部分もあるわけなんです。今回、そういうことで状況が変わりましたので、22年度にはとりあえず、大至急、修繕等をやらないとこれ以上はちょっと危険ですよみたいなものについての計画はできているんですが、それ以外のものについても改めて。特に屋外の施設なんかも、見逃しちゃうといいますが、ちょっとした気象条件の変化でいろいろ荒れてしまうということがありますので、そういうものも全体的な中では見直す必要があると。

ただし、これからの観光のあり方といいますと、少人数、グループで来て自然散策とか、そういうものを求めてくる人も多いということもありますので、板室も同じなんですけれども、そういう形では残すものについては徹底的にメンテナンスはしていきながら、安全を図りながらやっていくという姿勢は必要な。そういう意味では、必要と判断したからには、その施設を預かっている担当としては、ある程度お金かかるのはやむを得ないのかなというふうに思います。

それと、先ほどから出ているからくり時計の関係なんです。あれについても、東京電力さんのテブコランドが撤退するというので、今現在、閉鎖になっていますよね。説明を受けた中では、あの土地についても更地にしてお返しをするという東電さんの意向もありますので、22年度に見直したときは、うちのほうの条件だけで、コンピューターシステムがやられたら、もうそんなに金かけてはやってられないのでやめようという話だけは決まっていたけれども、あの施設そのものも、全体の中でどうしようというのも今後当然出てきていますので、そういう中에서도見直しが必要だと。

一部、テブコランドは違うんですけども、からくり時計と郷土資料館のほうは、ああいうのを含めて道の駅の指定になっているんですね。ということもありますし、教育委員会所管のあの施設をどうするのかというのももちろんありますし、やはり全体的なことで、あそこだけはやっぱり早急に見直しをする必要があるのかな。

今現在でも、この前も市長が塩原行ったときに、聞いたんですが、各旅館さんが那須塩原駅とか西那須野駅に送迎するときに、あそこをトイレ休憩もかねて結構寄るんですね。時間によるんでしょうね、からくり時計の時間帯に。寄ったんだけど、トイレが使えなくなっちゃっているんだというふうに苦情といいますか、クレームが市長に言われてきたんですけども、それは、東電さんのそういうことでなっているで、表示しとくようにと話してあります。要するに、トイレの場合は反対側の道の駅のほうのトイレを使用してくださいみたいな紙でも必要だろうと思うんですけども。

そういう中で、旅館さんの送迎のときに立ち寄る1つのアイテムにはなっている。そういう性格も持っているかなということも含めて、今後どうするかというのを決めていかなくちゃならないなと思っています。

齋藤委員長 眞壁副委員長。

眞壁委員 維持管理しながら続けていくという話なんですけれども、観光に対しての費用対効果の部分ややっぱりこれから十分必要になってくると私は思っていますので、ぜひその辺をしっかりと考えながら検討していただきたいと思います。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 189ページの園地公衆トイレ等管理事業ですね。これが1,561万7,734円ということで、21年度は2,555万という、1,000万円ぐらい減って

いる理由ですね。

それから、190ページの一番下、地域再生整備事業。これ、塩原温泉の活性化補助金。これが年々減っていますね。平成22年が450万、平成21年が333万、22年が149万1,000円。この減った理由を初めにちょっとお聞きしておきたいです。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 189ページの園地公衆トイレ管理事業ですけれども、これにつきましては、20年度に塩釜の公衆トイレというふうなもので廃止する予定であったのを改修するというふうなことで予算がありその関係で若干、22年は減っているというふうな状況でございます。

それから、地域再生整備事業ですか。この件の補助金というふうなことですけれども、これにつきましては、温泉活性化基金というふうな基金でもって毎年繰り出ししているというふうなことで事業の運営をしているわけですが、その中で平成20年度につきましては、農官商工連携というようなことがありますけれども、地元の食材を使った料理研究というふうなことで計画していた部分が、ちょっと地元の人、支援する旅館組合がメインになっていますけれども、その中で対応し切れないというふうなことで、その分の事業費が減ったというふうな、大きな減った原因であります。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 それはわかりました。

園地公衆トイレ等管理事業なんですけれども、ここに委託料のほとんどは観光関連施設管理業務と書いてあるんですけれども、観光関連施設管理業務というふうなことなんですけれども、要するに、黒磯地区観光施設管理事業とか、これ、金額780万ぐらいの。西那須野地区、塩原地区もいずれもそういう管理事業があると。なおかつ、各観

光施設にはそれぞれ、多額の予算づけがなされているという中で、この観光関連施設というのはどういうものを指しているんですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 ここで1番上にありますように、ベンチ、公衆トイレ等の管理事業とありますけれども、ほかの施設については、指定管理とかというふうな部分で、トイレとかというような部分は清掃入りますけれども、こういうふうなものにつきましては、特定の清掃業者というふうには割り当てられておりませんので、これにつきましてはトイレ等の清掃がメインになるうかと思えますけれども、そういうふうな部分でもっての委託料というふうなことで考えてもらっていいと思います。

それから、黒磯もそうですけれども、もともとの予算上が支所ごとに別々に組んでいたというふうな流れがございまして、事業としては地区ごとに別々についているというふうな中でもって今の状況になっているということでございます。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 よくわかりました。しかし、そういう中において、例えば黒磯地区観光施設管理事業というふうにありますよね。この中にトイレのあれも当然載っていますよね。ですから、観光関連施設というので、例えば黒磯地区にあるものは黒磯地区のこういうところに入れても何ら差し支えないのかなど。西那須野は西那須野、それから塩原は塩原と。そういうふうなことは考えができませんでしょうか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 今のは、一緒にというふうなことではなくて、施設ごとという意味でしょうか。すみません。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 観光関連施設なので、黒磯地区の観光関連施設もあるでしょう。それから、西那須野地区であるでしょう、塩原地区もあるでしょう。だから、それらのものをこの黒磯地区観光施設管理事業の中に、例えば黒磯の園地公衆トイレ等管理事業の中で観光関連施設の中で黒磯地区のやつは黒磯管理事業に入れることができないんですかということを知っているんです。知っている意味わからないかな。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 一応、今の状況でいくと、この管理事業につきましては、支所でもって実際に執行管理しているというふうな部分がありますので、今の状況でいくと、黒磯の施設については本庁、それから西那須野支所については西那須野支所でもって基本的な管理を行うと。それから、塩原についても、同じように、塩原で行うというふうな形になっているので、一緒にすることというのはきっと可能だとは思いますが、やり方としては、管理部分は支所に残しておくというふうなことになっていますので、ある程度、やむを得ない部分なのかなというふうには考えております。

齋藤委員長 菊地委員。

菊地委員 ここに書いてある園地公衆トイレ等管理事業の観光関連施設というのは、黒磯地区観光施設管理事業や西那須野観光施設管理事業、それから塩原観光施設管理事業、なおかつ観光施設、湯っ歩の里やいろいろなものがありますけれども、それらを除いたものを観光関連施設というふうに言っているんですか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 そういうふうになります。

〔「はい、わかりました」と言う人あり〕

齋藤委員長 そのほか、質疑、ご意見等はござい

ますか。

松田委員。

松田委員 151ページの雇用促進関係で、何かあれ、カワツタ家だと思わすけれども、委託料。これは何人ぐらい雇っているんですか。カワツタ家に。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 常時1人ということで、実際には2人雇っております。それで順番でというか、交代で出てもらっているというふうな状況です。

齋藤委員長 松田委員。

松田委員 じゃ、合計で331万2,000円というのは、2人分でこの金額ということですね。じゃ、これ、半分に分けるということで。

齋藤委員長 はい、藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 そのとおりです。

齋藤委員長 そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 そのほか、質疑、ご意見等がないようですので終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第1号 平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 認定第1号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

齋藤委員長 次に、認定第10号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 （認定第10号について説明。）

齋藤委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

菊地委員。

菊地委員 389ページの上中塩原温泉管理事業。ここに老朽管の布設がえ全体計画ということで設計、測量やったわけですけれども、これ、何mぐらい。老朽管のあれは何mぐらいなんでしょうか。

齋藤委員長 藤田商工観光課長。

藤田商工観光課長 総延長として約12kmでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

齋藤委員長 そのほか、ご意見、質疑等ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

認定第10号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

齋藤委員長 認定第10号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

散会の宣告

齋藤委員長 以上をもちまして委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 4時37分